

人民国家—未来国家—社会国家

—19世紀ドイツの労働者運動における社会変革構想—*

山井敏章

はじめに

判じ物のような題名で恐縮です。ドイツ社会民主党の綱領文書を見ますと、19世紀後半の結党以来、将来のあるべき国家を指す概念として「人民国家 Volksstaat」という言葉が何度か現れます。たとえば1869年のアイゼナハ綱領には、「社会民主労働者党は自由な人民国家の樹立を追求する」とあります。その後、「人民国家」という言葉は、1921年のゲルリッツ党大会、そして1952/54年のドルトムントならびにベルリン党大会で採択・拡充された綱領に現れます。一方、「社会国家 Sozialstaat」という言葉は、1959年のバート・ゴードスベルク綱領で初めて現れます。ご承知の通り、この1959年の大会で、社会民主党はマルクス主義から最終的に訣別することになります。¹⁾

もう一つ、「未来国家 Zukunftsstaat」という言葉が残っています。この言葉は党の綱領文書には一度も姿を見せませんが、ただし、19世紀第4四半期には「未来国家論争」と呼ばれる論争が党の内外で闘わされました。「人民国家」、「未来国家」、「社会国家」。この三つの言葉に託された国家像、社会像がいかなるものだったか、この点に着目しながら、ドイツにおける労働者運動の追い求めた未来社会像の移り変わりを検討するのが、本日お話ししようと思うことの内容です。

ところで、ゲアハルト・A・リッターによれば、ドイツにおける社会国家概念の歴史的淵源はローレンツ・フォン・シュタインに遡ります。19世紀半ばの著作で、彼はまず「社会的デモクラシー soziale Demokratie」という言葉を用い、その後1876年には同じ内容を「社会的国家 sozialer Staat」という言葉で表現しました。シュタインの言う「社会的デモクラシー」あるいは「社会的国家」とは、資本と労働の利害対立を調整し、「すべての階級の福祉のためにその権力を用いる」国家、階級対立の上に立って「社会を改革する王政」²⁾です。

含意する内容が完全に同じかどうかはともかく、実は、1848年革命期の労働者運動においても、“soziale Demokratie”,そして“sozialer Staat”という言葉が現れます。この年の6月末、シュテファン・ボルンを中心とするベルリンの労働者中央委員会が発行する『人民 Das Volk』という機関紙に、ドイツ全土の労働者の結集を訴える声明が掲載されていますが、そこで中央委員会は、

*本稿は、ドイツ現代史学会第21回大会（1998年7月25/26日、名古屋大学）二日目の共通論題「社会国家の歴史と展望」の一部として行われた報告の原稿に加筆したものである。報告の機会を与えられた大会事務局の方々、そして当日貴重なご意見を寄せられた参加者各位に心より感謝する。なお、講演の口語調はそのままにしてある。

「社会的デモクラシー」の実現に向けて労働者が声をあげるよう呼びかけています³⁾。同じ中央委員会は、翌月の別の論説では、フランス二月革命後の暫定政府の失敗について、労働者を支柱とし、労働者の福利に奉仕すべき「社会的国家 sozialer Staat」が樹立されるべきであった、と述べています⁴⁾。

いま「社会的デモクラシー」と訳しておいた“soziale Demokratie”は、労働者運動の脈絡では普通「社会民主主義」あるいは「社会民主党」と訳されています。今年ちょうど1848年革命150年の年にあたりますが、この1848年は、社会民主主義的労働者運動がドイツではじめて大きく姿を現した年であり、それは、初発から「社会国家」思想を端緒的に内包していたものである、とすることができるでしょう。そこで、以下ではまず、この革命下の労働者運動が、いかなる国家、いかなる社会の樹立を展望していたか、この問題から論じてみようと思います。

1. アソツィアツィオン社会主義——社会変革構想の原型——

1848年革命期の労働者運動は、ふつう社会保守的、社会改良的、社会革命的という三つの潮流から成っていた、といわれます。社会保守的な潮流は、イヌングを中心とする手工業の伝統的諸制度の維持・再建を求めたもので、以後の労働者運動との直接の関わりはあまり大きくありません。社会革命的潮流は「共産主義者同盟」に代表され、マルクスもその一角に位置するものですが、ただしこの「同盟」について言えば、それは結局小規模なセクトの域を越えず、しかも内部対立をくり返しつつ解体していきました。マルクスに限ってみても、後に触れますように、彼の思想がドイツの労働者運動内部で大きな影響力を持ち始めるのは、ようやく1870年代以降のことです。

一方、社会改良的潮流を代表するとされるのが、シュテファン・ボルンの主導する「労働者友愛会」です。ボルンは先に触れたベルリン労働者中央委員会の機関紙『人民』、そして「労働者友愛会」の機関紙『友愛』紙上で、社会変革の構想についてまとまった議論を展開しています。この構想について私は別の機会に詳しく論じたことがありますが、ここでその内容を簡単に振り返っておきましょう⁵⁾。

ボルンはまず、各業種の労使双方がそれぞれ団体を形成し、これら両団体の代表から成る共同の委員会によって最低賃金・労働時間の合意・決定がなされる、という提言から議論を始めています。このうち雇主側の団体について、ボルンはアソツィアツィオンの組織をその中心的な目的として挙げます。ここでいうアソツィアツィオンとは、協同組合のことです⁶⁾。つまり、アソツィアツィオンは商品を共同の店舗で販売し、原材料や道具、食料の共同購入を行います。これによってボルンは、膨大な数の小親方層を問屋制下に組織する商人資本家を排除し、隷属状態を解消しようとしたのです。ただしそれのみでなく、アソツィアツィオンは生産をも共同で行うとされます。生産協同組合の提言ですが、ボルンは、こうした生産協同組合の設立が、国家の資金援助を獲得することによって労働者にも可能になる、と言います。

さらにボルンによれば、こうして設立される多数のアソツィアツィオンは、互いに需要を充足しあうことにより、資本主義的市場経済から独立した経済システムを形成します。そして、この

ようなアソツィアツィオンがやがて全社会を覆うことを展望して、ボルンは次のように言います。「こうしてしかし、たんに資本家が不要になるだけでなく、それはまた不可能になる。なぜなら資本家はその逆のもの、つまり賃労働者がいるかぎりでのみ存在しうるからである。賃労働者が自らを解放すれば、もはや資本の力は存在しない。われわれの社会はふたたび新たな発展の時期に入り、新たな生産様式の上に立つことになるのである。⁷⁾」協同組合的生産・流通の全面化によって資本主義的生産様式の克服をめざすボルンのこうした主張を、「アソツィアツィオン社会主義」とも呼ぶことができるでしょう。

ところで、ボルンおよび友愛会については、エンゲルスによる次のような批判的コメントがよく知られています。つまり、「彼らはとくにストライキを打ち、労働組合や生産協同組合を設立した。しかしこれらの試みを長く持続するためには、まず政治的勝利を収めることが肝心だ、ということをおぼえていたのである⁸⁾」。エンゲルスの言うことに一理はあるかもしれませんが、ただし、少なくともボルンが政治闘争の重要性を看過していたかどうかは疑問です。

先に述べましたように、ボルンは労働者の生産協同組合に対して国家が資金援助を行う可能性に言及し、あるいはこうした資金援助を国家に要求したのですが、ただし、現行の国家については、端的にこれを「労働者搾取のための資本家の組織⁹⁾」と規定し、国家の支配権力が労働者＝人民の手に移行しない限り、彼の提案の全面的な実現は不可能である、との認識を示しています。「人民国家 Volksstaat」という言葉はボルンの論説には現れませんが、その代わり「人民支配 Volksherrschaft」という言葉が出てきます。「最大限の人民支配のもとでのみ社会問題の解決は可能であり、ここでのみ階級支配の廃棄が可能である¹⁰⁾」。ボルンはこう述べています。ただしこの「人民支配」、すなわち労働者支配の実現がただちに可能であるとは、彼は考えていませんでした。

現在の生産様式が社会の経済的必要に応じきれなくなり、新たな生産様式がこれに取って代わらねばならなくなる時点ではじめて「労働階級 arbeitende Klasse」の支配が実現される¹¹⁾。マルクスの歴史認識に従って、ボルンはこう考えます。ところがドイツでは、資本主義の発展、労資の階級対立がなお全面的に展開するには至っておらず、従ってボルンによれば、「人民支配のための準備をする¹²⁾」ことこそが、当面の運動の課題となります。この準備の内容は、まず政治の領域では封建貴族制の打破、ブルジョア的変革の貫徹であり、また普通選挙権の導入にもとづく人民の政治参加の拡大、そして共和制樹立に向けての政治闘争です。そして社会・経済の領域で決定的に重要なのがアソツィアツィオンであるとされます。しかもこのアソツィアツィオンは、現行社会内部で労働者の経済状態の改善を図る手段であるにとどまらず、同時に新たな生産様式の基礎を成すべきものと位置づけられています。ただしボルンは、アソツィアツィオンの漸次的拡大によってそのまま新たな社会へ移行することが可能であるとは考えておらず、その間になお「労働者革命」による「人民支配」の実現が必要である、との認識を示しています。こうしてエンゲルスの言うところと異なり、政治的変革と経済的変革とは、ボルンにおいて密接な連関の下におかれていたと言うことができます。

以上のようなボルンの構想は、機関紙類、あるいは「友愛会」指導者の遊説等を通じて労働者の間に伝えられ、各地あるいは地域レベルの労働者集会で議論されました。たとえば1848年12月末のザクセン労働者会議では、労働者アソツィアツィオンに対して400万ターラーという巨額の

資金援助をザクセン政府に求める請願書が提出されていますし、また各地の労働者組織が生産協同組合、消費協同組合などアソツィアツィオンの設立にとりこんでいます。

ただし、いまご紹介したボルンの構想がそのまま労働者の共有財産となったかという点、これは疑問と言わざるをえません。そもそも「友愛会」は各地の労働者組織のゆるやかな連合体にすぎず、一枚岩の組織と言うにはほど遠い状態にありました。もちろんボルンのような「社会革命」的構想に対する積極的反響がなかったわけではありませんが、アソツィアツィオンに対する労働者大衆の期待は、むしろ消費協同組合の設立によって生活必需品を安く買うことができる、とか、また生産協同組合にしても、雇用機会の創出を主たる目的として設立されるというように、日常的次元のものであることがしばしばでした。

もっとも、だからといって、アソツィアツィオンに参加した労働者の意識を「経済主義的」なものに限定して捉えることもまた一面的であると思います。たとえばシュレーゲンのある職人協会が「友愛会」中央委員会に寄せた報告には、「当地の人々、とくに親方層の大部分は、共和制という言葉と同様、この言葉【アソツィアツィオン——筆者】に怖じ気をなしている¹³⁾」と述べられています。アソツィアツィオンという言葉がそうした危険な意味合いをもって受け取られている状況のなかで、にもかかわらず多数の労働者・職人層がこれに参加した、という事実は、相当の重みを持って受け止められるべきでしょう。「生産協同組合の要求と結びつく野心は、失業の蔓延する時期における雇用の確保から初期社会主義的な社会の変革にまで及んでいた。」¹⁴⁾ドイツの研究者フリードリヒ・レンガーはこう述べていますが、妥当な評価と思います。

同様のことはまた、「労働者友愛会」全体についても言えるでしょう。先に申しましたとおり、革命期の労働者運動は社会保守的、社会改良的、社会革命的、という三つの潮流から成り、「友愛会」はこのうち社会改良的運動を代表するものと理解されています。たとえば、この組織についての戦後最初の本格的な研究であるフロリンデ・バルザーの1965年の著書は、「友愛会」を経済主義的・労働組合的な組織、「国家権力との対立なしに」労働者を近代社会に統合しようとしたもの、と特徴づけています。¹⁵⁾彼女のこうした理解がそのままでは受け入れがたいことは、これまでの検討から明らかだと思います。そのうえで、各地の労働者組織の緩やかな連合体である「労働者友愛会」の性格をあえて全体として把握しようとするれば、社会保守的、社会改良的、社会革命的という三つの要素をそれぞれ自身のうちに内包するもの、というほかないように思います。

ただし、こうした多様性を踏まえた上で、なおかつ「友愛会」の運動の性格を的確に示す一つの概念を「友愛会」自らが提示しています。「社会民主主義」、*“soziale Demokratie”* ないし *“Sozial-Demokratie”* がそれです。民主主義的共和制の実現という政治課題に集中する民主主義者に対し、「友愛会」に結集する労働者の運動は、この国家が同時に民衆の福利に配慮するいわば「社会国家」たることを求め、自ら「社会民主主義者」と名乗ったのです。¹⁶⁾革命の鎮圧とともに一旦沈静化した労働者運動が1860年代に入って再び活性化したとき、それはまさにこの「社会民主主義」的運動の遺産を引き継いで展開することになります。

2. 人民国家—未来国家—アソツィアツィオン社会主義の終焉—

革命期を含む1830/40年代から1860/70年代までの労働者運動は、近年の研究では、「初期労働者運動」として、一つのまとまりを成すものとして論じられています。たしかに、この二つの時期の間には革命後の弾圧による沈黙の時期が挟まるわけですが、にもかかわらず、両者の間に顕著な人的・組織的・イデオロギー的連続性を確認することができます。そして、この連続性を根底で支えるのは、当時の労働者運動の「手工業的」性格です。

この時代、労働者運動の中心的担い手となったのは、マルクスが想定したような工業プロレタリアートではなく、むしろ親方・職人のいずれをも含む手工業的職人層・熟練工でした。フリードリヒ・レンガーによれば、こうした層を担い手とする労働者運動が「資本家」とイメージしたものの像は、何よりも個々の生産者の間に介在して彼らの正当な報酬の一部を奪う中間商人、というものでした。この中間商人を排除し、商業資本家に対する従属からの解放を図ることが運動の重要な課題であり、とくに生産協同組合を通じて手工業者的な独立を集团的に確保することが、当時の手工業者・労働者の重要な要求となります。¹⁷⁾ ボルンのアソツィアツィオン論や、そしてラサールの生産協同組合論、あるいはシュルツェ=デリッチュの自由主義的協同組合運動が大きな反響を得たのも、こうした労働者運動の手工業的性格を背景にして初めて理解可能となるでしょう。アソツィアツィオン、とりわけ生産協同組合——これはドイツ語ではふつう“Produktivassoziation”と呼ばれていました——の思想が、初期労働者運動の時代を貫くイデオロギー的連続性の核心を成します。

ただし、そうだとすれば、19世紀半ば以降のドイツの急速な工業発展が、労働者運動の性格に何らかの影響を及ぼさなかったかどうかの問題になるはずですが。実際、社会変革の構想について見ると、1860年代に労働者運動の支配的思想となったラサールの生産協同組合論は、70年代に入るとしだいに影響力を失っていきます。以下でお話するのは、こうした形で、ボルン以来、あるいはそれ以前から由来するアソツィアツィオン社会主義の思想が終焉を迎える過程です。

さて、ドイツでは1860年代に二つの労働者政党が結成されますが、この二つ、つまりラサール派（全ドイツ労働者協会）とアイゼナハ派（社会民主労働者党）が対立・競合関係にあったことはご承知の通りです。もっとも、この対立を、しばしば行われるようにラサール主義とマルクス主義の対立として理解することは、必ずしも正しくありません。むしろラサール派のみならずアイゼナハ派においても、少なくとも成立の当初はラサールの思想が決定的影響力を持っていました。たとえば、アイゼナハ派の領袖アウグスト・バーベルは、1869年に執筆した著書『われわれの目標』のなかで、「[生産協同組合設立の] 資金は国家によって供給されるべきである」と述べていますが、彼自身認めるように、それは明確にラサールの議論に依拠するものでした。また、同党の結党綱領である1869年のアイゼナハ綱領は、協同組合的労働によって現在の生産様式を廃棄することを党の基本方針として唱い、さらに「国家による協同組合制度の促進と、民主的保証の下での自由な生産協同組合に対する国家信用」¹⁸⁾を当面の要求の一つに掲げていますが、これもラサール主義の枠内にあるものといえます。¹⁹⁾

ところで、このアイゼナハ綱領に「社会民主労働者党は自由な人民国家の樹立を追求する」と記されていることは、本日の報告の冒頭で触れました。そして、この党の機関紙もまた『人民国家 Der Volksstaat』というタイトルを冠していました。ただし「人民国家」という言葉がアイゼナハ派の専売特許だったわけではありません。

たとえばアイゼナハ綱領の1年前、ラサール派の総会で採択された運動綱領のなかで、この党もまた「統一された自由な人民国家」の樹立を目標に掲げています。「統一された」というのは、言うまでもなくドイツ統一を指します。政治領域でのこうした目標に加えて、綱領はさらに「新たな生産様式」の樹立、「共同の社会的生産によって造り出された価値物の公正な分配」を、社会領域での目標として掲げています。そして、ラサールの唱えた国家の資金援助による生産協同組合の設立こそがこの新たな社会に道を拓く手段である、と言われるのです。²⁰⁾

そもそも「人民国家」の概念は、すでに1860年代初めの労働者教育協会で広く用いられていました。²¹⁾労働者教育協会、あるいは単に労働者協会と名乗ることもあります。当時これらの組織の多くは自由主義的名望家・知識人層のイニシアティブによって結成され、教育を通じて労働者を「市民」に引き上げる、との理念に立脚しつつ、労働者の経済的・社会的状態の改善を図りました。ここに組織された労働者がやがて名望家層の庇護を嫌って独自の組織活動を展開し、また名望家層も労働者協会から離れていく、というのが、いわゆる「プロレタリア的民主主義のブルジョア的民主主義からの分離」(G. マイヤー)の過程なのですが、²²⁾いずれにせよ、こうした労働者教育協会で「人民国家」の語が用いられる場合、そこでイメージされるのは、何よりも結社・出版の自由等、政治的自由の保証された国政であったと思われます。ラサール派もアイゼナハ派も、こうした「人民国家」概念を受継いで自身のものとしたのです。

ただし、これら二つの労働者政党の目標が、政治的自由の獲得のみにとどまらなかったことは言うまでもありません。たとえばラサールの死後、ラサール派の領袖となったヨハン・バプティスト・フォン・シュヴァイツァーは、社会変革の道筋を次のように描き出しています。つまり、まず普通選挙権の導入を実現し、これにもとづいて結社・集会・出版の自由など、政治的自由を備えた「人民国家」を樹立する。ただしこの国家においては、資本と労働の対立がなお経済的諸関係の基礎を成しており、そこで国家の信用供与を得て設立される生産協同組合を、このような諸関係を打破するための「くさび」として打ち込むことが必要である。そして生産協同組合の拡充・拡張を通じて新たな生産原理が古い生産原理をしだいに駆逐し、ついには階級支配のない「労働者国家」が実現される。²³⁾

こうした議論が、1848年革命期におけるボルンのそれとわけて類似していることは、あらためて指摘するまでもないでしょう。ただし、ボルンが協同組合原理の全面化のために必要と考えた「労働者革命」は、シュヴァイツァーの場合、少なくとも前面には現れていません。暴力的体制転覆の可能性をシュヴァイツァーも否定してはいませんが、ただし彼の場合、むしろ平和的・

演のなかで、アイゼナハ派の指導者ヴィルヘルム・リープクネヒトは、「われわれは、現在の階級支配の廃墟の上に自由な人民国家を打ち立てるべく運動を進める」と述べています。また、その2年前の1870年、同じアイゼナハ派のシュトゥットガルト党大会で、国際労働者協会、いわゆる第一インターナショナルのジュネーブ中央委員会からのメッセージが読み上げられていますが、そこには次のような字句があります。「未来国家、すなわち人民国家においては、階級対立が消滅し、国家と社会は同じ概念、同じ実体となり、時々のあらゆる政治的および社会経済的必要が調和的に充足されねばならない。²⁴⁾」ここで「人民国家」は、階級対立の存在しない「未来国家」と同義に用いられています。

「未来国家」という言葉によりやく立ち至ったわけですが、この「未来国家」が具体的にどのようなものとしてイメージされていたのか。その一例を、1876年4月、アイゼナハ派の機関紙『人民国家』に掲載された“Ein Blick in die Zukunft”（「未来瞥見」）と題する匿名の論説によって見てみましょう。

ここで描かれる未来社会では、生産はすべて協同組合によって行われます。それぞれの協同組合には通常200人以上が属し、150の協同組合ごとに一つの地方自治体（コミューン Commune）を形成します。コミューンの大きさは全国ほぼ均等で、それぞれの内部に農耕協同組合、工業協同組合が分散して配置されるため、都市ないし工業地域と農村との分極化は避けられます。コミューン内には3ないし4の居住地区が築かれますが、そこでは公園的な環境の中心に、通常2階建て、それぞれ8家族が住む集合住宅が建てられます。この住宅と労働手段、つまり土地、工場施設、機械など、そして商品もまたコミューンないし協同組合の所有となりますが、ただし協同組合の所有物はコミューンから、そしてコミューンの所有物は国（Land）から利用を委ねられたものであり、本来の所有者は人民全体です。

協同組合、コミューン、国の運営のために、それぞれのレベルで委員会が選出されます。各協同組合委員会のメンバーは3人、コミューン委員会は50人から成り、国の委員会（Landesausschüß）にはコミューンごとに2名の代表を選出します。選出はいずれのレベルでも平等・直接選挙によって行われます。委員の任期は2年で、任期を1年ずつずらすことにより、毎年半数の委員が改選されます。コミューンおよび国の委員への再選は10年間認められず、これによって権力者集団の形成が阻止されます。選挙権および被選挙権は20歳以上の男女に等しく与えられますが、すべての国民が委員の任に堪える知識を身につけるため、17歳までの義務教育が導入されます。

協同組合は毎年四半期毎に決算および業務報告書を作成し、コミューンおよび国の委員会に提出します。また各コミューンの委員会も四半期毎に報告書を作成し、国の委員会がこれをチェックします。国の委員会が作成する産業統計は、今後いかなる方向で生産を拡充ないし制限すべきか、この点を各人・各組織が判断するための材料として公表され、これによって、産業部門間の移動を必要に応じて適切に行うことが可能になります。最後に賃金は職種・地位にかかわらず同一とされ、国の委員会が賃金、そして労働時間を統一的に決定します。

以上のような未来社会像を描くなかで、筆者は次のように言います。こうした社会では、利己心や物欲ではなく、文明化・文化発展への貢献こそが、人々の活動の動機となる。共同で種を蒔き、各人が収穫から同等の割り前を得る沃野。こうした沃野にもたとえる社会が実現されるの

だ、²⁶⁾と。

この論説はアイゼナハ派の一党員の寄稿であり、『人民国家』編集部は、あくまで執筆者の「個人的見解」を示すにすぎない、とコメントを加えていますが、ただしその内容に否定的であるわけではありません。実際、個々の内容はともかく、少なくとも協同組合を未来社会の経済組織の根幹とする考えは、当時さまざまに提起された未来社会像にくり返し現れるイメージです。たとえば1875年のゴータ綱領には、「労働の解放は、労働手段を社会の共有財産に変え、また労働全体を協同組合的に律することによって、労働収益を公益に資するよう使い、またそれを公正に分配することを必要とする」と言われています。²⁷⁾さらに時代を下って、1891年のエアフルト綱領に寄せたコメントのなかで、カウツキーは、資本主義的企業を社会主義的協同組合に変えるという未来社会の展望を示しています。²⁸⁾

こうして協同組合社会としての未来社会というイメージは広く共有され、後々まで影響を及ぼし続けたとしても、1848年革命期のボルンや、あるいはラサールが協同組合に託したもう一つの役割、つまり未来社会への移行の手段としての協同組合という位置づけに対しては、すでに1870年代前半から、社会民主党内部で離反の動きが見られます。

一つは、国家の資金援助による生産協同組合の設立というラサールの提案について、資金援助を与えるべき国家がいかなる性格のものか、という問題に関わります。当初から反プロイセン的姿勢を明確にしていたアイゼナハ派はもとより、しばしばその親プロイセン的志向を指摘されるラサール派においても、先に紹介したシュヴァイツァーの議論からも知られますように、この国家は将来実現さるべき民主主義的国家であると考えられていました。

ところが、1871年、ビスマルク—プロイセン主導下に成立したドイツ帝国の現実には、こうした民主主義国家の樹立、そしてそれを前提とする生産協同組合に対する国家援助の要求が、少なくとも当面実現の見通しのないものであることを明らかにします。となれば、国家援助生産協同組合の要求は、その切迫性を失わざるをえません。周知の通り、1875年のゴータ綱領にはこの要求が入れられ、ラサール主義の残滓としてマルクスはこれを批判するのですが、ただし綱領の文面は、「労働人民の民主的管理のもとにおかれ、国家援助をうける社会主義的生産協同組合」²⁹⁾と書かれており、この要求が将来の社会主義国家においてはじめて実現されるはずのものであることを明確に表現するものでした。言いかえれば、この要求がいまや戦略的重要性を失っていることを、この大会で合同を果たしたアイゼナハ派、ラサール派の双方が確認する結果になっているのです。³⁰⁾

協同組合について、いま一つ問題になるのは、現行社会内で労働者が自己資金によって設立する協同組合の試みです。実際、1860年代の労働者運動の高揚とともに、生産協同組合を含む多数の協同組合が設立されました。しかしラサールは、とくにシュルツェ=デリッチュの唱道した自助生産協同組合の試みに対し、果たしてそれが大規模な工場生産に対してどれほど競争力を持ちうるのか、労働者の「空の財布」でいったいどれだけのことができるというのか、と疑問を呈し、国家援助生産協同組合の設立を提言したのです。ラサール派、アイゼナハ派のいずれにおいてもラサールの思想が支配的影響力を持っていた、と先ほど申しましたが、だとすれば、両派とも、労働者の自助生産協同組合を留保なしに肯定することはできないはずで、

しかし、他方、現実に協同組合の実践にとりくむ労働者にしてみれば、資金難の現状のもとで、

自助であれ国家援助であれ資金供与は基本的に歓迎すべきものでした。そして労働者政党が、こうした労働者の試みに背を向けていることも困難です。この困難を、たとえばシュヴァイツァーは次のような理屈で回避しようとしていました。つまり、ラサールの道が労働者全体の救済をはかり、これに対してシュルツェの道が個々の労働者の救済をめざすという違いはあるにせよ、二つの道は互いに他を排除するものではない。労働者は「同時にシュルツェ主義者でありラサール主義者でもあるという幸運な状況に」あるのだ、³¹⁾と。

もっとも、当時設立された労働者協同組合の営業実態は、決してはかばかしいものではありませんでした。何よりも資金難、そして経営能力の不足、労働者の規律の欠如、工場主層の妨害、等々。1860/70年代に成立した生産協同組合の大半は、5年以内、あるいはせいぜい10年以内で破産しています。こうした状況のなかで、すでに1870年代前半には、労働者の関心は生産協同組合から離れていきます。むしろ労働者の関心は、1860年代半ば以降、ようやくドイツでも姿を現し始めた労働組合、そしてストライキ運動に向かっていきました。工業化の進展にともなって労働者の「手工業者的」要素が後退し、「賃労働者」としての性格がますます強まっていく。生産協同組合を通じての「独立」から、労働組合による労働条件の改善へ、という労働者の関心の推移の背景には、こうした事情があったと言えましょう。労働者運動の「手工業的」段階としての初期労働者運動の時代は、こうして終わりを告げるのです。³²⁾

すでに1872年に、『人民国家』編集部は、国家援助生産協同組合というラサールの提言によっては「社会問題の解決はまったく不可能である」と述べています。³³⁾1875年のゴータ綱領における国家援助生産協同組合要求の挿入が、実は、この要求の戦略的重要性の喪失を確認するものであったことは、すでに指摘しました。こうして生産協同組合は、未来社会への移行の手段としての戦略的地位を失います。しかし、それでは「移行」はどのように考えられるようになったのか。この点を、いわゆる「未来国家論争」を素材にして見てみましょう。

3. 未来国家論争——ユートピアの意味喪失——

「未来国家論争 Zukunftsstaatsdebatte」と呼ばれる論争のきっかけとなったのは、1874年の帝国議会選挙における社会民主党の躍進でした。この選挙で社会民主党は35万票を集め、議席数を1871年選挙の2から9に大きく伸ばします。他の諸政党、そして帝国ならびにドイツ諸邦の政府はこれに危機感を覚え、反社会民主党キャンペーンが盛んに繰り広げられました。その際、社会民主党の成功は、それがふりまく社会主義的未来国家のユートピアによる、というのが反対陣営の一般的認識であり、そこで、この未来像に対する攻撃と、そしてこの攻撃に対する社会民主党側の反論、さらに加えて、³⁴⁾未来国家のありようをめぐる社会民主党内部の議論が論争として展開したわけです。

党外からの攻撃は、ほぼ以下のような内容のものでした。社会民主党は市民の財産・貯蓄を奪い去り、すべて共有財産にしてしまう。社会主義的な生産形態、とくに計画経済は失敗に終わらざるをえない。労働の対価を同じにすれば、怠け者のために勤勉な者が割を食い、経済活動全体が沈滞する。社会主義的な労働組織は個人の自由、とくに職業選択の自由を否定する。それは巨

大な官僚装置を作りだし、国家を巨大な監獄に変える。社会主義は人間を平等にしようとするが、それは人間本来の資質の相違からして不可能である。社会主義は結婚や家族を解体する。社会主義は宗教を否定し、肉欲を解き放ち、隣人愛を破壊する。社会主義的な未来社会のモデルは暴力によってのみ実現され、また独裁的支配の下でのみ維持可能である。社会主義は、たとえ権力の座につくことがあったとしても、やがて必然的に崩壊し、人間の真の必要に合った社会秩序に取って代わられる³⁵⁾。

たとえば先に紹介した「未来瞥見」と題する論説は、こうした攻撃に対して社会主義の掲げる諸原則が、現実に実現可能であることを示そうとしたものでした。また、たとえば社会主義社会における新たな家族像・女性像を提示しようとする試みが、ベーベルの有名な『女性と社会主義』、いわゆる『婦人論』で、その初版は1879年に出ています。もう一つ、「経済コミュン」、そして「社会主義的に組織された国家における精神的労働」と題する同じ筆者による二つの論説を紹介しておきましょう。これはそれぞれ1878年6月と7月、社会民主党系の理論雑誌“Zukunft”（『未来』）に発表されたものです。

社会主義的計画経済によって精神的自由が脅かされる、という批判に対し、筆者はまず、社会主義社会は決して兵営国家とはならず、むしろ経済ゲマインデないし経済コミュンの集合体という形をとる、という持論を展開します。筆者によれば、近年、農村や都市の解体、個人のアトム化が顕著に進んでおり、社会主義は、このアトム化した個人を再び有機的な共同体に結合することを課題とします。そして、この再建さるべき共同体がゲマインデないしコミュンです。社会主義社会では、生産は需要に応じて計画的に行われますが、しかしこの需要は風土、慣習等の相違から各地でさまざまであり、したがって、生産・分配・消費に関する決定は、基本的にゲマインデに委ねるのが妥当である、とされます。もっとも、それぞれのゲマインデが完全に自給自足することは不可能であり、むしろ諸ゲマインデが相互に一定の分業関係を結び、これを通じて形成されるゲマインデの連合体が地域ごとの、そして最終的には国家の中央機関が地域連合体間の生産の調整を行います。さらに経済ゲマインデと並んで各業種ごとの組織が形成され、ゲマインデ、地域、国のいずれのレベルでも、この組織の代表が、生産の組織・指導・改善にあたります。最後に付言すれば、ここでも生産は協同組合的に行われ、生産手段・生産物の所有権はゲマインデに属する、と考えられています³⁷⁾。

こうした未来社会像を構想した上で、筆者は「精神的自由」の問題について次のように述べます。今日出版されている書物のうち、たとえその9割が廃棄されたとしても、人類のオリジナルな思想のただの一つも失われはしない。文筆業の量的減少は、経済コミュンにおいては質的向上によって十分補われるだろう。そもそも今日、経済的理由から、いかに多くの才能が開花することのないまま失われていることか。構成員の自由と平等の原則に立脚する経済コミュンにおいて、すべての児童は無償教育を受け、またすべての青年に、さまざまな分野でより高度な教育の機会が与えられる。したがって、有能な人材には事欠かない。何を書くべきか、決める者は誰もいない。書く意志を持つ者が書きたいものを書けばよい。経済コミュンは本の出版・販売にもあたり、必要とあれば作家を好ましからざる労働から解放し、快適な住居を割り当て、毎年特別の報酬を与えるなどして、彼の著作活動を保護するであろう³⁸⁾。

いわゆる「現存する社会主義」とその崩壊を経験した私たちは、このようなバラ色の展望を、

苦い思いなしで聞くことはできません。

さて、この論説の筆者はカール・アウグスト・シュラムですが、先に問題とした社会主義社会への移行に関わって、同じ1878年の『未来』誌上で、このシュラムとベーベルの間で論争が闘わされています。まずシュラムは、彼の言う経済ゲマインデを核とする社会主義社会の実現に向けて、すでに現行社会内で自治体（ゲマインデ）の事業経営を拡大することが正当かつ有益であると主張します。自治体自ら生産に乗り出さずとも、それが消費協同組合として生活必需品の供給を引き受けるだけでも、生産に大きな影響を及ぼし、有害な寄生虫である中間商人を排除することができる。さらに、消費協同組合の活動から得た資金を自治体は生産に投じ、こうしてに多くの産業部門が自治体の手に移ることになる。彼はこう言います。

シュラムのこうした主張は、当時社会主義陣営内部に広まっていた次のような考えに対する批判としてなされたものです。つまり、大企業による資本の集中を待ち、少数者の手に集中した富を無産のプロレタリアートが収奪する、そしてそのための政治権力の獲得に全力を注ぐべきである、という考え方です。こうした考えに対してシュラムは、政権奪取後の社会主義的経済システムの構築に向けた準備を、すでに現行社会内で進めるべきだ、と主張します。そして、その「唯一可能な第一歩」が自治体経営の拡大である、と言うのです。³⁹⁾

同じ考えからシュラムは、ライヒによる鉄道国有化、火災保険、タバコ専売など、当時、政府をはじめ諸方面から提起されていた国営企業拡大の企図にも、一定の留保つきながら肯定的な姿勢を示します。彼は次のように言います。確かに今日のライヒ政府が反動的性格を強く持つことは明らかであるが、しかし他方、帝国議会に選出される議員の数からも知られるように、社会主義者が無視しえない勢力となっていることも事実である。各邦の政府はこの新勢力を顧慮せざるをえず、場合によっては政権の獲得も可能だろう。共和主義的主張を掲げる民衆と対峙して、王朝政府は憲法改正に同意せざるをえなくなる。もっとも、こうして政治的要求の実現が可能になるとしても、しかしそのとき国家による生産のモデルが存在しないとしたら、社会的（social）諸改革は著しく困難になるだろう。⁴⁰⁾

こうしたシュラムの主張に対し、ベーベルが同じ『未来』誌上で批判を加えました。ドイツ皇帝の下で「社会主義的」政府が樹立されるとでも考えるのか、とベーベルは言います。さらに、国営企業が社会主義社会における経済活動のモデルとなる、というシュラムの考えも、ベーベルは真っ向から否定します。彼はこう言います。現行社会における国営企業は、労働者の搾取・抑圧に立脚するものでしかなく、この点では一般の私企業と何の変わりもない。社会的諸要求の実現のためには政権獲得こそが決定的に重要であり、国営企業に対する評価も、それが政権獲得を容易にするか否かによって判断されねばならない。そして、ビスマルクらの推進する国有化の企図は、それが現行国家の力を強めるものであるがゆえに否定されねばならない。こうして国営企業に対して否定的評価を下す一方で、ベーベルは、自治体の事業活動については、学校、道路の舗装、照明、劇場等の文化施設というように、その内容の多くが文化水準の向上に関わるものであるという理由で、過大評価は戒めつつも、これに肯定的な態度を表明しています。いずれにせよ、こうした認識のうえでベーベルが最も重要と考えるのは、国営企業であれ私企業であれ、諸産業における資本の集中、そして、ただ一度の大規模な収奪によって、これを社会主義的・協同組合的な経済秩序に移行させることです。⁴¹⁾

シュラムとベーベルの論争は「国家社会主義」論争として知られるもので、他の論者もまじえて展開しますが、この論争を含め、当時社会民主党内部には、社会主義社会の未来像、それへの移行をめぐるさまざまな見解が競うように現れていました。党は、統一的な理論体系を党の教義として掲げるより、むしろさまざまな種類の社会主義的見解の簇生に、党の力の増大を見ていたよう⁴²⁾です。しかし、こうした状況はほどなく変化していきます。

決定的なのはマルクス主義の影響力の増大であり、とくに1877/78年に発表されたエンゲルスの『反デューリング論』を通じて——したがって、そこにおけるマルクス理論の平板化を含めて——多くの党員がマルクス主義を信奉するようになります。そして、党指導層の提示する未来像も、しだいにこのマルクス主義に規定されたものとなっていくのですが、それは次のような特質を持っていました。すなわち、すべての社会的変化は生産手段の私的所有の社会化という初発の行為から生まれ、それ以外の変化はそこから「自然に」現れ出てくる、という考え方。社会主義は、あくまで歴史発展の必然として実現されるはずのものと捉えられ、行為する主体としての党の積極的役割は、歴史的発展の観察者としての役割の背後に退いていきます。「自由な人民国家」の建設という要求に代えて、国家の死滅という予言。経済・労働制度の民主化、両性の平等などは、社会政策として追求すべき課題としてでなく、新たな所有秩序の自然の結果と理解されるようになります⁴³⁾。

こうした考え方の典型的な表れは、カウツキーに見ることができます。彼もまた『反デューリング論』の読書を通じてマルクス主義者となるのですが、たとえば1880年のある論説で、彼は次のように述べています。「理論的社会主義の責務は、したがって次の点にある。すなわち、一つには現代社会の発展がいかなる方向（Richtung）に向かっているかを明らかにし、また一つには、現在の社会諸制度のうち、いずれのうちにこの発展の萌芽が宿り、いずれがこれと相容れないかを明らかにすることである。実践的社会主義が課題とするのは、前者を全力で促進し、後者を全力で克服することである⁴⁴⁾。」また、1891年のエアフルト綱領の起草にあたり、カウツキーは次のように言います。すなわち、今後の発展の諸傾向（Tendenzen）ではなく、その具体的形（Formen）を問うのは、「社会を固有の法則に従って発展する生きた有機体ではなく、好みに応じて人為的に形作ることのできる死んだ機械装置と考える古い見解にしがみつく者のみである⁴⁵⁾」。

こうした主張によってカウツキーは、一方における未来国家像のユートピア的な描写から距離をおき、ただし同時に、未来についての構想を一切拒否して単に「自然の発展」にすべてを委ねようとする他方の極論をも否定して、党の課題を、社会主義に向かう歴史的発展の方向ないし傾向を見極め、それを促進することに定めたのです。もっとも、予言が「傾向」に限られるのであれば、予言の実践的価値は低下せざるをえません。

実際、こうしたなか、すでに1880年代初め以来、党指導部は未来国家の構想からしだいに手を引いていきます。未来国家論争自体はその後も続き、とくに1890年に社会主義者鎮圧法が廃止された後、反社会主義プロバガンダが再燃するなかで再度高まりを示しますが、内容は既出のものがくり返されるだけで、少なくとも党内では論争的性格を失います⁴⁶⁾。1893年2月、帝国議会で社会民主党の「未来国家」論に攻撃が浴びせられたとき、壇上に立ったベーベルは、そもそも社会主義が実現された暁には「未来国家」など問題になりえない、と論じました。国家とは要するに「有産階級の利益実現のための執行委員会」であり、階級対立それ自体が廃棄されるときが来れ

ば、国家権力もまた存在しなくなるからである、と彼は言います。マルクス主義的な国家死滅論です。また、ブルジョア社会が、その必要性・正当性の認識からでなく、経済発展が新たな労働・社会秩序を必要とした結果出現したように、社会主義社会もブルジョア社会の発展の帰結として現れ出る。社会主義者が政権の座についたとき、明らかに実施されるのは生産手段の私的所有の廃棄、社会的所有への転換であるが、個々の具体的措置はそのときの状況に規定されざるを得ない。社会主義社会は「ひとりでにやってくる」のであり、「ユートピア主義的な細密画」の作成はわれわれの課題ではない。ベーベルはこう述べて批判を一蹴しました。⁴⁷⁾

党中枢とは別に、党員大衆レベルでは社会主義的未来国家の理想がおお強い吸引力を持ち続けますが、⁴⁸⁾ただし彼らの間でも、未来国家についての意識が変化しつつあったことを見逃すわけにはいきません。

ある党員は、1890年頃、25歳で社会主義に出会った当時の思い出を次のように語っています。「社会民主主義の志を持つ労働者の意識をその頃支配していたのは、未来国家の理念だった。貧困が存在しない社会秩序の輝かしいイメージが、私や、そして私以外の何千人にも、深い、後々まで残る印象を与えたのだ。⁴⁹⁾」

しかし1890年代後半以降になると、革命や社会主義的未来国家への期待は薄れていきます。1907年から10年にかけて、党員ならびに社会民主党系の自由労働組合の組合員を対象とする大規模なアンケート調査が行われましたが、そのなかで29歳のある鉱夫は次のように述べています。「社会主義的未来国家を生きて経験するという期待を、私は部分的にはずっと以前に棄ててしまった。」さらに、25歳のある鉱夫の回答。「私は社会民主党員で労働組合にも加入している。二つの運動に加わっているのは、それが掲げる未来の理想より、むしろ日々の実践的活動のためだ。」同様の例は、他にいくつもあげることができます。⁵⁰⁾

「1890年から第一世界大戦までの社会民主党の歴史は、理論一般からの解放の歴史である。」ハンス・ヨーゼフ・シュタインベルクはこう述べています。党員大衆の大半が理論問題に対する関心を失い、また、社会民主党が「祖国なき輩」としてドイツの政治世界から排除されつづけるという状況のなかで、党は、現存秩序の自然必然的崩壊という見かけだけ急進的なイデオロギーに執着します。シュタインベルクは次のように結論づけています。「党は、そのイデオロギーの宿命論的な基礎とその現実の政治的な無力性とのゆえに、『われわれはどんなふう未来を形成しようとするのか』という問題を提起しないで、その代わりに、『将来何が起こるであろうか』ということの問題にしたのであって、こうした党は、1918年に、党が克服するための準備もしていなかった課題に直面させられたのである。⁵¹⁾」

おわりに

「人民国家」、「未来国家」と来て、結局「社会国家」にたどりつくことのないまま、報告を終えることになってしまいました。ただし、報告の初めに触れたローレンツ・フォン・シュタインによる「社会的国家」の定義、つまり資本と労働の利害対立を調整し、「すべての階級の福祉のためにその権力を用いる」国家、という規定に従うなら、第二帝政末期に社会民主党系の労働者

大衆が期待したものは、まさにそうした意味での「社会国家」であったと言えるかもしれません。もちろん、この国家はシュタインが念頭に置いた「社会的王政」ではなく、民衆が主権の座につく民主主義的国家であるという決定的な違いはありますが。

こうした「社会国家」への道を、私はいわば「理想」としてのユートピアの意味喪失ないし無力化の過程として描き出しました。再びシュタインベルクの言を借りれば、「党の圧倒的多数がもはや信じなくなった疑似革命的なイデオロギーに執着するということは、結局のところ、現存の社会や現存の国家秩序の存続を暗黙裡に承認するということと同じ意味をもったのであった⁵²⁾」ということになります。

1959年のバート・ゴードスベルク綱領は、こうした過程の自然の帰結と見ることができるかもしれません。実際、すでに19世紀末から20世紀初めにかけて、ベルレープシュ、ボザドウスキーの推進した国家の社会政策を社会民主党は歓迎しています。また、その後の同党の綱領を見ると、1925年の綱領で「社会政策」という項目が独立に立てられ、1952/54年の綱領では、それがさらに大きく拡充されて論じられています。そして、初めに申しましたように、バート・ゴードスベルク綱領で「社会国家」という言葉が現れるわけ⁵³⁾です。

ただし、こうした過程を単に「理想」ないしユートピアの喪失としてのみ理解してよいものか。この報告の準備のために久しぶりにゴードスベルク綱領を読んでみて、その冒頭がいわば詩の言葉で始められていることに新鮮な思いがしました。少しだけ訳してみます（ただし「詩」としての翻訳にはなりません）。

「人間が核の原初の力を解き放ち、そして今、その結果におびえている。／人間が生産力をその極みにまで高め、途方もない富を生み出しながら、ともに実現したこの成果にすべての人が公正には与れないでいる。／人間が大地を自身の足下に置き、諸大陸を相互に引き寄せながら、武装した列強ブロックが諸国民を以前にも増して引き離し、全体主義体制が自由を脅かす。／これがわれわれの時代の矛盾だ。……／しかし希望もある。／核の時代の人間は、自然の諸力に対する日々が強まる力を平和的目的にのみ向けるならば、その生活を安楽にし、憂いを取り払い、すべての人に豊かさをもたらすことができる。／国際的法秩序を強め、諸国民相互の不信を減じ、軍拡競争を阻止するならば、人間は、世界平和を確かなものにする事ができる。／そうすれば、歴史上初めて、確固たる民主主義のもとですべての人が個性を満面開花し、貧困と恐怖から解放され、文化的に多様な生活を営むことが可能になるのだ。……⁵⁴⁾」

マルクスから訣別し、新たな出発の礎を築こうとしたとき、詩の力、そしてそこに託された理想の力が必要とされたのでしょう。そして「社会国家」にしても、そうした理想の力が人々の内心に宿る限りでのみ、生命力を持ち続けるように思います。⁵⁵⁾

注

- 1) D. Dowe / K. Klotzbach (Hg.), Programmatische Dokumente der deutschen Sozialdemokratie, Berlin / Bonn-Bad Godesberg 1973, S. 166, 197, 314. ゴードスベルク綱領、およびこれに続く1989年のベルリン綱領の意味について、永井清彦編著『われわれの望むもの——西ドイツ社会民主党の新綱領——』現代の理論社、1990年、142ページ以下の「解説」を参照。
- 2) G. A. リッター『社会国家』（木谷勤他訳）晃洋書房、1993年、9、75-77ページ。
- 3) Aufforderung an die arbeitenden Klassen Deutschlands zur Beschickung eines in Berlin vom 20.

- bis zum 28. August abzuhaltenden Arbeiter-Parlamentes, in: Das Volk. Organ des Central-Komitees für Arbeiter. Eine sozialpolitische Zeitschrift, Berlin 1848, ND Glashütten i. Ts. 1973, Nr. 11, 27. 6. 1848, S. 42.
- 4) Anträge des Centralkomites für Arbeiter, in: Das Volk, Nr. 17, 11. 7. 1848, S. 65. ただし“sozialer Staat”の語の用例は“soziale Demokratie”に比してわずかであり、私が気づいた限りでは、後に見る「友愛会」の機関紙『友愛』に一例が確認されるに過ぎない。Ein Ausschlußbericht!, in: Die Verbrüderung. Correspondenzblatt aller deutschen Arbeiter, Leipzig 1848-1850, ND Leipzig 1975, Nr. 59, 24. 4. 1849, S. 235.
- 5) 拙著『ドイツ初期労働者運動史研究』未来社, 1993年, 57-64ページを参照。なお、本節の内容はこの本の第1章によっており、以下では原則として、資料等の直接の引用に限って典拠を指示する。
- 6) ただし当時の用語として“Assoziation”（あるいはむしろ“Association”と表記された）を直ちに協同組合と等置しうるわけではなく、それはむしろ旧来の支配的組織原理である身分的強制団体に対する自発的結社という意味合いを持ちながら、さまざまな組織について用いられた。労働者運動内部に限ってみても、それは、各種共済金庫や政治結社など、諸種の扶助活動・組織活動全般を含む概念として用いられた。前掲拙著, 18-19, 308-309ページを参照。
- 7) Die sociale Frage, in: Die Verbrüderung, Nr. 10, 3. 11. 1848, S. 38.
- 8) 「共産主義者同盟の歴史によせて」『マルクス・エンゲルス全集 21』大月書店, 1971年, 223-224ページ。
- 9) Anträge des Centralkomites für Arbeiter, in: Das Volk, Nr. 16, 8. 7. 1848, S. 61
- 10) Anträge des Centralkomites für Arbeiter, in: Das Volk, Nr. 22, 22. 7. 1848, S. 85.
- 11) Anträge des Centralkomite's für Arbeiter, in: Das Volk, Nr. 8, 20. 6. 1848, S. 30.
- 12) Was wir wollen, in: Das Volk, Extra-Blatt, 25. 5. 1848, S. 2.
- 13) H. Schlechte (Hg.), Die Allgemeine Deutsche Arbeiterverbrüderung 1848-1850. Dokumente des Zentralkomitees für die deutschen Arbeiter in Leipzig, Weimar 1979, S. 243.
- 14) F. Lenger, Die handwerkliche Phase der Arbeiterbewegung in England, Frankreich, Deutschland und den USA. Plädoyer für einen Vergleich, in: Geschichte und Gesellschaft 13 (1987), S. 242.
- 15) F. Balsler, Sozialdemokratie 1848/49-1863. Die erste deutsche Arbeiterorganisation „Allgemeine deutsche Arbeiterverbrüderung“ nach der Revolution, 2 Bde., 1965², S. 122.
- 16) Vgl. Aufforderung ..., in: Das Volk, Nr. 11, 27. 6. 1848, S. 41f; Ueber das Verhältniß der Politik zur socialen Frage, in: Die Verbrüderung, Nr. 15, 21. 11. 1848, S. 57f.
- 17) Lenger, S. 233, 241f.
- 18) A. Bebel, Unsere Ziele. Eine Streitschrift gegen die „Demokratische Correspondenz“ (1870), in: ders., Ausgewählte Reden u. Schriften, hrsg. von H. Bartel u. a., Bd. 1, Berlin 1983³, S. 68. 数年後、この著作に付した注記のなかでベーベルは、「ちなみに私は今日もはや、ラサールの考えたように社会問題が解決されるとは思っていない。より根本的な解決が必要であると私は考えている」と述べている。Ebd., S. 83. また彼自身の回想録によれば、ベーベルは1864年にマルクスの『経済学批判』の読書を試みたが、多忙のなか、それは「試みに留まった」。『共産党宣言』やその他マルクス・エンゲルスの著作が党に知られるようになるのは1860年代末ないし70年代初め以降であり、ベーベルが『資本論』第1巻を丹念に読むのは、1869年末、獄中においてである。A. Bebel, Aus meinem Leben, Teil 1, Stuttgart 1910, S. 131.
- 19) Dowe / Klotzbach, S. 166f. さらに、前掲拙著, 261-265ページを参照。
- 20) Dowe / Klotzbach, S. 160.
- 21) L. Hölscher, Weltgericht oder Revolution. Protestantische und sozialistische Zukunftsvorstellung im deutschen Kaiserreich, Stuttgart 1989, S. 379. ただし、すでに1840/50年代にも「人民国家」の語の使用例が確認される。Vgl. Geschichtliche Grundbegriffe. Historische Lexikon zur politisch-

- sozialen Sprache in Deutschland, hrsg. von O. Brunner u. a., Stuttgart 1972-1997, Bd. 5 (1984), S. 415 (Anm. 375), さらに, Bd. 2 (1975), S. 189 (F. J. Stahl); Bd. 4 (1978), S. 503 (E. Bauer); Bd. 6 (1990), S. 51 (M. Hess).
- 22) 前掲拙著, 201-204ページを参照。
- 23) Vortrag ..., in: Der Social-Demokrat. Organ der socialdemokratischen Partei und des Allgemeinen Deutschen Arbeiter-Vereins, Nr. 176/182, 22./29. 10, Nr. 185/186/188, 2./3./5. 11. 1865.
- 24) S. Miller, Das Problem der Freiheit im Sozialismus. Freiheit, Staat und Revolution in der Programmatik der Sozialdemokratie von Lassalle bis zum Revisionismusstreit, Berlin / Bonn-Bad Godesberg 1977, S. 84から引用。
- 25) Protokoll über den ersten Congreß der social-demokratischen Arbeiterpartei zu Stuttgart 1870, S. 45. (in: ND Protokolle der sozialdemokratischen Arbeiterpartei, Bd. 1, Glashütten i. T. / Tokyo 1971) さらに, ベーベルの次のような発言。「国家は, 階級支配に立脚する国家から人民国家, つまり一切の特権が存在しない国家に変えられねばならない。」 Bebel, Unsere Ziele, S. 72f.
- 26) Der Volksstaat. Organ der sozial-demokratischen Arbeiterpartei und der Internationalen Gewerkschaften, Leipzig 1869-1876, ND Leipzig 1971, Nr. 45/46, 19./21. 4. 1876.
- 27) Dowe / Klotzbach, S. 172.
- 28) K. Kautsky, Das Erfurter Programm in seinem grundsätzlichen Teil erläutert. Mit einer Einleitung von Susanne Miller, Berlin / Bonn-Bad Godesberg 1974¹⁸, S. 106ff., 124-126, passim.
- 29) Dowe / Klotzbach, S. 172.
- 30) 前掲拙著, 283-285ページを参照。
- 31) Vortrag ..., in: Der Social-Demokrat, Nr. 188, 5. 11. 1865. 前掲拙著, 260-261ページを参照。
- 32) 同上, 247-251ページを参照。
- 33) Eine Antwort, in: Der Volksstaat, Nr. 78, 28. 9. 1872.
- 34) Hölscher, S. 400f.
- 35) Ebd., S. 404-406. さらに, 近藤潤三「近代ドイツにおける社会主義批判の展開——1870年代を中心に——(1)(2)『社会科学論集』(愛知教育大学) 28 (1988)/29 (1989) を参照。
- 36) Redaktionsanmerkung zu „Ein Blick in die Zukunft“, in: Der Volksstaat, Nr. 45, 19. 4. 1876.
- 37) Die Wirtschafts-Commune, in: Die Zukunft. Socialistische Revue, Berlin 1877-1878, ND Glashütten i. T. 1971, Heft 18, 15. 6. 1878, S. 529ff.
- 38) Die geistige Arbeit im socialistisch organisirten Staat, in: Die Zukunft, Heft 19, 1. 7. 1878, S. 497ff.
- 39) Die Wirtschafts-Commune, in: Die Zukunft, S. 530f., 537-539.
- 40) Über den Zusammenhang des wirtschaftlichen und des politischen Princips im demokratischen Socialismus, in: Die Zukunft, Heft 10, 15. 2. 1878, S. 296ff.
- 41) Der Gewerbebetrieb durch den Staat und die Commune, in: Die Zukunft, Heft 16, 15. 5. 1878, S. 465ff. Vgl. Miller, S. 87ff.
- 42) Hölscher, S. 298, 357.
- 43) Ebd., S. 284f., 295, 375.
- 44) Übergang von der kapitalistischen zur sozialistischen Produktionsweise in: Jahrbuch für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik, Zürich 1879-1881, ND Glashütten i. T. 1971, Jg. 1. 2 (1880), S. 60.
- 45) Der Entwurf des neuen Parteiprogramms, in: Die Neue Zeit, Jg. 9. 2 (1891), S. 758. 1891年のエアフルト綱領作成に際し, カウツキーは, 社会主義的未来国家の姿を論じる部分の追加に徹底して反対した。Hölscher, S. 370. 翌年, 彼自身が執筆したこの綱領のコメンタールには「未来国家」をめぐる長大な論述が含まれているが, そこでもカウツキーは, 未来国家のプラン, あるいはそこへの移行手段を提示する試みを「夢想」と退けたうえで, 資本主義的経済発展の必然的結果として展望しうる限りでのみ, 社会主義社会の特質をいくつか描き出すことに課題を限定している。たとえば「国家の経

- 済的全権」は、すでに現在経済活動への国家介入の増大として進行しつつある現象であり、あるいはブルジョアの家族形態の解体と「より高次の」家族形態による代替、大経営の社会化にしても同様である。Kautsky, *Das Erfurter Programm*, S. 124, 138f. 140ff., 142ff.
- 46) Hölscher, S. 319, 386f., 393f., 397f., 412, 416.
- 47) *Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstages. VIII. Legislaturperiode. II. Session. 1892/93, 2. Bd., Berlin 1893, S. 815-818.* ベーベルの演説の当該部分は、彼の演説・著作集にも収録されている。Zukunftsstaat und Sozialdemokratie, in: A. Bebel, *Ausgewählte Reden und Schriften, Bd. 3, München / New Providence / London / Paris 1995, S. 305, 308, 310f., 313-315.* ちなみにこの演説のなかでベーベルは、現行社会内における協同組合設立の試みを党は原則として一切支持しない、と述べている。Stenographische Berichte, S. 812 (Reden und Schriften, S. 299)
- 48) Hölscher, S. 397-399.
- 49) Ebd. S. 270から引用。
- 50) Ebd., S. 277f.
- 51) H.-J. シュタインベルク『社会主義とドイツ社会民主党——第一次世界大戦前のドイツ社会民主党のイデオロギー——』（時永淑・堀川哲訳）お茶の水書房、1983年、244（引用箇所）、267, 277, 288-291, 291（引用箇所）ページ。
- 52) 同上、293ページ。
- 53) 同上、288-289ページ。
- 54) Dowe / Klotzbach, 209ff, 335ff, 354. なお、「可能な限り競争を——必要な限り計画を」という言葉に集約されるゴデスベルク綱領の経済政策は、社会民主党が当初激しく攻撃していたエアハルトの「社会的市場経済」論を事実上受け入れるものであった。実際エアハルトは、社会民主党の経済政策を剽窃であると非難している。A. J. Nicholls, *Zwei Wegen in den Revisionismus: die labour-Partei und die SPD in der Ära des Godesberger Programms*, in: J. Kocka u. a. (Hg.), *Von der Arbeiterbewegung zum modernen Sozialstaat. Festschrift für Gerhard A. Ritter zum 65. Geburtstag, München / New Providence / London / Paris 1994, S. 197, 201.*
- 55) Dowe / Klotzbach, S. 350f.
- 56) 「社会国家」ないし「福祉国家」の現在および将来に思いを馳せるとき、私の脳裡に浮かぶのは、1961年の佐藤昇氏との対談「現代における革命の論理」（『丸山眞男座談4』岩波書店、1998年所収）で丸山眞男氏が紹介している E. P. トンプソンの議論である。本稿全体の論旨とも関わるので簡単に紹介しておこう。
- トンプソンは、社会主義への移行についての旧来の二つの考え方を批判している。一つは「進化モデル」で、これは、少しずつばらばらの改革によって「いつの日かズルズルベッタリに社会主義になる」という考え方である。しかしこれでは結局のところ、いかにして新しい社会に移行するかという問題をとりあげないのと同じで、「ゆたかな資本主義」の慣行に屈服している。革命の第二のモデル＝「動乱モデル」の場合、ブルジョア国家やブルジョア社会の諸制度が「彼等」のものとして捉えられ、この「彼等」の国家と社会を爆破して、それから「われわれ」の社会を打ち立てるという考え方がとられる。しかしこうした「彼等」的制度論からは、「19世紀末以後の民主主義的諸権利の増大、さらに第二次世界大戦後の企業の社会化とか福祉国家の広汎な進展といった現象……が人民の圧力によって、また資本家の利害がその圧力に適応した結果生まれたという側面を見ないで、そうした権利や制度は本質的に『限界』をもつという側面だけを見る」ことになる。トンプソンによれば、「福祉国家の泰平を一度むけばすぐ下には満足どころか羨望、挫折、時には暴力さえ容易に見いだせる」のであり、「資本主義の福祉国家的変貌とか階級意識の退化とかいわゆる消費的関心の増大といった大衆社会化現象の登場を全部マイナス現象とみないで、そのなかから積極的な契機——従来とちがった型の政治意識、ちがった型の階級闘争の成長の萌芽をさぐり出すこと」こそが重要である。こうした観点からトンプソンは、大衆の直接行動によるイニシアティブの発揮、「直接に下からの大衆の圧力で政

治家に対して要求をつきつけ、その過程でものの考え方なり具体的な社会関係のあり方を転換させてゆくこと」を重視する。革命とは、権力奪取という一回的事件、単なる機構変革を越え、人間変革の問題、価値体系更新の問題を同時に含むのである。同上、130-136ページ。

さらに、同書、151-154ページにおける近代国家に関する丸山氏の理論的考察をも参照。そこでは、支配者が行政手段を私有する近代以前の社会に対し、行政手段が非人格的な「国家」に帰属し、搾取関係が政治的支配それ自体としてでなく行われる、言いかえれば「社会的諸関係から政治体系……が抽象され、区別されたということ」が近代国家の特質として指摘される。こうした「政治体」と「社会」の機能的分化を前提として、国家の政策決定は、「社会の側からの有効需要——狭義の経済的需要だけでなく、情報とか技能とか栄誉とかいろいろな価値への要求——が政治体に投入され、その結果が政策として『社会』にアウトプットされる循環」として行われる。ただし、政治体に投入される有効需要は不均等であり、たとえば独占資本は政治体に対して最も強力な有効需要を形成する力を事実上もっているから、現代国家の政策は独占体に有利に動かされる傾向性を強く示す。したがって課題として掲げられるべきは、「あらゆる形の人民の側の要求と圧力の過程で、政治体の社会に対するアウトプットを独占利潤のためでなく、広汎な国民的需要のための政策に圧倒的に転換させ」ることによる「社会」の体質の変化である。

さらに『丸山眞男座談6』（1964～65年の座談会『現代日本の革新思想』）141、146-147、149、153-154ページにおける同趣旨の発言、そして161、164ページおよび『座談5』135-136ページにおける社会民主主義に対する丸山氏の積極的評価を参照。